

福岡県医第1421号(地)
令和2年8月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは歯科医業
又は病院若しくは診療所に関する広告の取扱いについて

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

日本医師会では、新型コロナウイルス感染症の院内感染対策の取組を国民に分かりやすく伝え、医療機関に安心して受診していただくことを目的に、「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク」（以下、「みんなで安心マーク」と呼ぶ。）を作成し、発行しております（令和2年8月7日付け日医発第603号（健Ⅱ240）「新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドラインの策定並びに新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関「みんなで安心マーク」の発行について」日医通知にて貴会宛にご案内済み。）。

本件は、医療広告が医療法の規定等により制限されている中で、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「みんなで安心マーク」を広告として医療機関の院外への掲示や自院ホームページへの掲載等を可能とする特例的対応について示したものです。

なお、本件における「業種別ガイドライン」は、日本医師会作成の「新型コロナウイルス感染症対策医療機関向けガイドライン」のことであり、「認証」とは、医療機関が同ガイドラインに基づく感染防止対策セルフチェックリストの全ての項目を実践していることを回答して「みんなで安心マーク」が発行されることを指します。また、本事務連絡では、「みんなで安心マーク」の活用に際しての虚偽広告や誇大広告の禁止についても触れられておりますのでご留意いただきたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

(地 255)(健Ⅱ241)

令和2年8月7日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 范 敏
城 守 国 斗

新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは歯科医業
又は病院若しくは診療所に関する広告の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知につき協力依頼がありました。

日本医師会では、新型コロナウイルス感染症の院内感染対策の取組を国民に分かりやすく伝え、医療機関に安心して受診していただくことを目的に、「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク」（以下、「みんなで安心マーク」と呼ぶ。）を作成し、発行することといたしました（令和2年8月7日付け日医発第603号（健Ⅱ240）「新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドラインの策定並びに新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関「みんなで安心マーク」の発行について」にて貴会宛にご案内済み。）。

本事務連絡は、医療広告が医療法の規定等により制限されている中で、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「みんなで安心マーク」を広告として医療機関の院外への掲示や自院ホームページへの掲載等を可能とする特例的対応について示したものです。

なお、本事務連絡における「業種別ガイドライン」は、本会作成の「新型コロナウイルス感染症対策医療機関向けガイドライン」のことであり、「認証」とは、医療機関が同ガイドラインに基づく感染防止対策セルフチェックリストの全ての項目を実践していることを回答して「みんなで安心マーク」が発行されることを指します。

また、本事務連絡では、「みんなで安心マーク」の活用に際しての虚偽広告や誇大広告の禁止についても触れられておりますのでご留意頂きたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令 和 2 年 8 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは歯科医業又は病院若しくは
診療所に関する広告の取扱いについて

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）あてに送付いたしました。この点、ご了知のうえ、貴会会員に対する周知方よろしくご配慮願います。

別 添

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは歯科医業又は病院若しくは
診療所に関する広告の取扱いについて

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告（以下「医療広告」という。）については、患者等の利用者保護の観点から、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の規定等により制限されているところである。

今般、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、国民の医療機関等による感染拡大防止の取組に対する理解を促進し、適切な受診を行うことに資するよう医療機関等に適用される医療広告規制について下記のとおり定めることとしたので、貴職におかれては、内容を十分にご了知の上、併せて、管下の病院、診療所及び助産所並びに関係団体等に対する周知をお願いする。

なお、本事務連絡は新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた特例的対応であり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

医療機関等の管理者が、業種別ガイドライン（国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に従い業種ごとに業界団体が策定したものに限る。）を遵守するための措置を講じており、かつ以下 1 の要件を満たす場合には、法第 6 条の 5 第 3 項第 10 号（※ 1）に定める医療の安全を確保するための措置に該当するものとして、当該医療機関等が新型コロナウイルス感染症防止対策を強化している旨が広告可能である。

（※ 1）患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

1. 業種別ガイドラインの公表及び医療機関等の認証

（1）客観性を担保するため、広告を行おうとする医療機関等が遵守する業種

別ガイドライン（業種別ガイドラインの遵守状況を医療機関等が自己点検するチェック項目等を含む。）が、厚生労働省等政府機関のホームページにおいて公開され、患者が容易に確認できる状態であること（※2）。

（※2）全業種のガイドラインの一覧は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページにも掲載されている。

- （2）併せて、業種別ガイドラインを作成した団体又は業種別ガイドラインにより認証業務を行うとされた団体（以下「認証機関」という。）により、
- ・ 広告を行おうとする医療機関等が業種別ガイドラインを遵守した感染症防止対策を行っていることが認証されるとともに、
 - ・ 認証された医療機関等を患者が容易に確認できるよう、認証医療機関等の一覧がウェブサイト等において分かりやすく公表されていることとする。
- （3）認証機関は、その認証した医療機関等の院内において新型コロナウイルス感染症の深刻な感染拡大が生じた場合であって、当該医療機関等が業種別ガイドラインを遵守していない事実が認められた場合には、当該医療機関等の認証を取り消すとともに、ウェブサイト等に掲載する認証医療機関等の一覧から削除する等の適切な対応を行うこと。

なお、当該要件を満たす医療機関等の認証の枠組みとして、公益社団法人日本医師会が業種別ガイドライン及びチェック項目等を作成して医療機関を認証する「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク事業」（別添1）及び公益社団法人日本歯科医師会が業種別ガイドライン及びチェック項目等を作成して歯科医療機関を認証する「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施歯科医療機関みんなで安心マーク事業」（別添2）があり、これらの団体による認証を取得した医療機関等においては、新型コロナウイルス感染症防止対策を強化している旨が広告可能であることに留意されたい。

2. 虚偽広告・誇大広告の禁止

医療機関等は、広告にあたって認証機関による認証マークを活用して差し支えないが、例えば、以下については、虚偽広告又は誇大広告として医療法違反であり認められない。

- ・ 自己点検により全てのチェック項目等を遵守出来ていないことを認識しながら認証マーク等を掲示すること。
- ・ 認証の有無に関わらず、「医療の安全を保障します」や「万全の安全管理体制」等と表示すること。
- ・ 認証マークに添えて、「当院は感染対策が万全であり絶対に感染しません」など事実を不当に誇張して表現し患者を誤認させるような表示を行うこと。

以上

新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関

「みんなで安心マーク」の発行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が広がる中、新型コロナウイルス感染症と共存する社会においては、医療機関それぞれの取組を国民に分かりやすく伝えることが重要です。国民に院内感染対策の取組を分かりやすく伝え、国民に医療機関を安心して受診してもらうことを目的に、「みんなで安心マーク」を発行しますので、お知らせいたします。

記

1. 実施内容

- 医療機関が感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示したチェックリストを作成し、ホームページ上で運用を開始
- 医療機関がチェックリストの全ての項目をチェック・実践し、WEB上で申請することで、「みんなで安心マーク」をオンラインで発行
- 医療機関は「みんなで安心マーク」を医療機関に掲示し、感染防止対策を適切に実施していることを宣言
- 国民・患者の皆様は、「みんなで安心マーク」により、安心して医療機関に来院できるとともに「みんなで安心マーク」に印刷されているQRコード¹をスマートフォンなどで読み取ることにより、医療機関向けガイドラインの他、日本医師会の新型コロナウイルス感染症等に係る感染防止対策等の確認が可能

医療機関向け「みんなで安心マーク」



¹ QRコードという名称は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 日本医師会「みんなで安心マーク」サイト

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009500.html

3. 開始時期

令和2年8月第1週目を予定

4. その他

詳細は、別紙のとおり

問い合わせ先

日本医師会 みんなで安心マーク係

電話 03-3946-2121

e-mail : anshin-m@po.med.or.jp

医療機関向け感染拡大防止ガイドライン徹底に向けた取組
新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関
「みんなで安心マーク」の発行について

〈趣旨〉

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療機関はこれまで以上に感染防止対策に取り組んでいるところですが、これまで通院されていた方、生活様式が大きく変化した方が感染リスクを恐れて、医療機関への受診を控えたり、先延ばしするといった現状があります。

また、お子さんの感染を心配して、予防接種を控えたり、健康診断を取りやめている方も少なくありません。

このままでは、日本の医療の良さである病気の早期発見、早期予防にも支障を来し、国民の皆様の健康にも深刻な影響を与えかねません。

このような状況に鑑み、日本医師会では、患者さんが安心して医療機関に来院できるよう、感染防止対策を徹底している医療機関に対して、『新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関「みんなで安心マーク」』を発行することといたしました。

〈概要〉

本マークは、日本医師会が策定する「新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン」の「医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」の全ての項目を実践していることを医療機関が回答した場合に発行します。

本マークは、患者さんに対して医療機関が感染防止対策に取り組んでいることを示すための掲示用としてご活用いただけます。

チェックリストは、本マークとともに医療機関に掲示いただくことを条件としているため、チェックリストの内容は、患者さん等にわかりやすく、全ての医療機関に共通する特に重要な項目としています。

本マークを発行した医療機関のリストは日本医師会ホームページに掲載します。

また、本マークの発行対象は医師会員に限定しません。

〈留意事項〉

- ・本マークは、日本医師会が作成するセルフチェックリストの全てを実践していることを申請することによりオンラインで発行し、医療機関が自主的に掲示するものです。
- ・発行した本マークの改変等を禁止します。
- ・本マークを発行した医療機関に対して日本医師会から確認等をさせていただく場合があります。また、申請内容に虚偽があった場合や日本医師会が不適切と判断した場合は本マークの廃棄・撤去を命じることもあります。
- ・本マークの利用によって生じたトラブルその他損害について、日本医師会は責任を負いません。

新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施歯科医療機関 「みんなで安心マーク」の発行

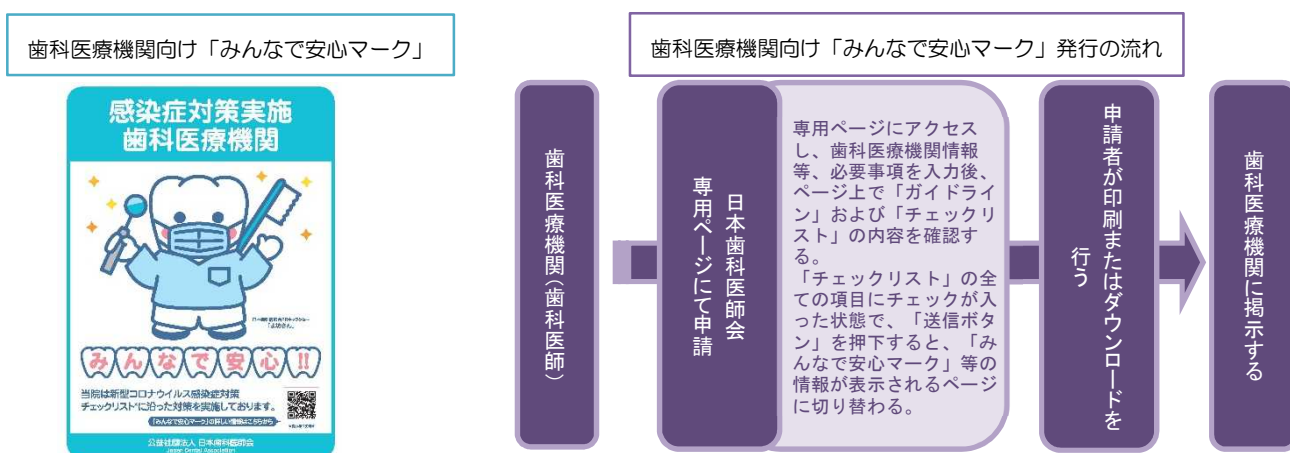
公益社団法人日本歯科医師会（以下、「日本歯科医師会」という。）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、患者さんが安心して歯科医療機関を受診できるように、歯科医療機関に日本歯科医師会が策定した歯科医療機関向け感染防止ガイドライン（「新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。））の徹底に取り組んでもらうことを目的に、下記のとおり「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施歯科医療機関みんなで安心マーク事業」を実施します。

記

1 実施内容

- （１）日本歯科医師会は歯科医療機関が感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示したチェックリストを作成し、ホームページ上で運用を開始する。
- （２）歯科医療機関はチェックリストの全ての項目をチェック及び実践し、WEB 上で申請することで、日本歯科医師会が「みんなで安心マーク」をオンラインで発行する。
- （３）各歯科医療機関は「みんなで安心マーク」を医療機関に掲示し、感染防止対策を適切に実施していることを宣言する。
- （４）国民の皆様は「みんなで安心マーク」により、安心して歯科医療機関を受診できるとともに「みんなで安心マーク」に印刷されている QR コード※をスマートフォン等で読み取ることにより、ガイドラインの他、日本歯科医師会の新型コロナウイルス感染症等に係る感染防止対策の確認ができる。

（※「QR コード」は株式会社デンソーウェブの登録商標）



2 歯科医療機関向け「みんなで安心マーク」サイト

URL : <https://www.jda.or.jp/dentist/anshin-mark/>

3 開始時期

令和2年8月下旬予定

4 その他

詳細は、運用開始準備が整い次第、歯科医療機関向け「みんなで安心マーク」サイトに掲載

（問い合わせ先）公益社団法人日本歯科医師会
事業部 医療管理・情報管理課
電話：03-3262-9217
Eメール：iryoukanri_jouhoukanri@jda.or.jp